

岐阜県公報

第千八百七十五号
平成十九年八月三十一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県職員給与の口座振込に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 六四二_{ページ}

告示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
道路の区域変更

(森林整備課) 六四二
(道路維持課) 六四二

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 六四三

池田町の区域内の字の区域変更

(西濃振興局揖斐事務所) 六四四

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 六四五

身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退

(同) 六四六

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 六四六

政治団体の異動事項の公表

(同) 六四七

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六四八

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 六四八

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
土地改良区の定款の変更認可

(商業流通課) 六四九
(同) 六四九
(都市政策課) 六五〇
(揖斐農林事務所) 六五一

土地改良区役員退任及び就任

(可茂農林事務所) 六五一

規則

岐阜県職員給与の口座振込に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県職員給与の口座振込に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与の口座振込に関する規則（昭和五十八年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「並びに日本郵政公社」を削る。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百三十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加

茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成十九年十月一日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を目的として、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認された場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一 の一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一 の一の区域の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

一 の一の区域内において三に掲げる樹木を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる樹木の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 関係土木事務所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

<p>鶴城団地 字猪野</p> <p>二八二番 一号 二八〇番 二号及び三号 二七六三番 四号 二七五八番 五号 二七六一番 六号 二七七六番 七号</p>	<p>五反田</p> <p>字登立洞 二九二番 一号 二九七番 二号 二九三番 三号 字五反田 二五〇番 四号 二五〇番 五号 二五〇番 六号 二五二番 七号 二五三番 八号</p>	<p>古瀬</p> <p>可児市東帷子 字吉養寺 二二五六番 一号 二六一番 七号 二二二番 八号 字堂ノ下洞 二二六番 二号 二二〇番 三号 二二〇番 四号 二二九番 五号 二二八番 六号</p>
--	---	---

岐阜県告示第五百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、池田町の区域内の字の区域を変更した旨池田町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
上田字三割	上田字北村の一部
上田字高札	上田字北村の一部
上田字北井ノ上	上田字井ノ上の一部
上田字村西	上田字外皆米の一部、上田字上田村西の一部
上田字外皆米	上田字村西の一部
上田字井尻	下東野字北浦の一部

この処分は、平成十九年八月三十一日から効力を生ずる。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 揭示場
揖斐総合庁舎及び池田町役場
- 二 揭示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間
平成十九年八月三十一日から
同 年九月二十一日まで

整形外科 久島 泰仁 関ヶ原病院 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇二九 同
 同 菅 啓治 白川病院 加茂郡白川町坂ノ東五七七〇 同
 脳神経外科 明石 克彦 アカシクリニツ 可児郡御嵩町上恵土字仙長一二八五一 同

岐阜県告示第五百三十八号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があつたので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目 医師氏名 勤務場所 辞退年月日
 内科・小児 深松 安 深松内科医院 大垣市西側町一七 平成一九・七一
 内科 百々 修司 渡辺内科クリニック 大垣市御殿町二二二 同 四・一
 同 白井美千絵 同 同 同 同
 外科 北角 泰人 高山赤十字病院 高山市天満町三一 平成一九・四・一
 産婦人科 高橋 誠治 同 同 同 一九・四・一
 外科 北村 好史 同 同 同 同 七一
 整形外科 辻 耕二 同 同 同 同 四・一
 耳鼻咽喉科 岩崎 博 土岐市立総合病院 土岐市土岐津町土岐口七〇三二二四 同 八・三・三三
 内科 大岩 哲哉 同 同 同 同 一九・一・一五
 整形外科 大久保和彦 同 同 同 同 三・四・三〇
 内科 桜井 春彦 同 同 同 同 一七・六・三〇

同 佐々木由美子 同 同 一九・三・三三
 耳鼻咽喉科 田代 智彦 同 同 一九・三・三三
 眼科 谷口 香織 同 同 一九・三・三三
 外科 西 鉄生 同 同 一九・三・三三
 整形外科 宮下 直之 同 同 一九・三・三三
 耳鼻咽喉科 石神 寛通 同 同 一九・三・三三
 泌尿器科 三宅 弘治 同 同 一九・三・三三
 外科 岡田 菜緒 公立学校共済組合東海中央病院 各務原市蘇原東島町四六二 平成一九・三・三三
 同 金子 哲也 同 同 同
 内科 三木 祐介 同 同 同
 外科 伊藤 勝基 同 同 同
 内科 川合 幸夫 安八診療所 安八郡安八町南今ヶ淵二七〇二二 平成一九・三・三三
 同 佐々 寛己 大垣市民病院 大垣市南類町四八六 同 一八・三・三三
 耳鼻咽喉科 野々田岳夫 同 同 同 一九・三・三三
 呼吸器科 堀場 通明 同 同 同
 眼科 加藤 千晶 白川病院 加茂郡白川町坂ノ東五七七〇 同 同

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
総務課 梶 久 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
安藤てつお後援会	安藤 哲雄	安藤 ゆり	本巣郡北方町芝原東町1 48 2			
いきいき元気な関市をつくる会	安田 安夫	亀山 利夫	関市小屋名249 1			
川合としみを育てる会	渡辺 治	伊佐次 孝之	可児市下恵土1100 4			
佐伯和昭後援会	肥田 豊夫	服部 憲保	加茂郡川辺町比久見996			

岐阜県選挙管理委員会告示第九十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり訂正する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
総務課 梶 久 子

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党笠松町支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	安田 敏雄 伏屋 隆男 羽島郡笠松町円城寺927	加藤 一夫 安田 敏雄 羽島郡笠松町円城寺1433

自由民主党岐阜県第一選挙区支部	会計責任者	辻 哲也	田 中 青 美
自由民主党関市支部	代表者	洞 口 正 和	山 田 育 朗
自由民主党羽島支部	代表者	船 橋 義 明	加 藤 一 夫
	会計責任者	伏 屋 隆 男	安 田 敏 雄
	主たる事務所の所在地	羽島郡笠松町東陽町1233	羽島郡笠松町円城寺1433
	主たる事務所の所在地	美濃市吉川町2382	美濃市上条71 1
石川道政後援会	主たる事務所の所在地	美濃市上条71 1	美濃市吉川町2382
	主たる事務所の所在地	多治見市幸町6 26	多治見市明塚町5 11
	主たる事務所の所在地	多治見市旭ヶ丘10 2	多治見市前放町3 29
	代表者	鹿 野 和 久	樋 口 満 彦
	主たる事務所の所在地	岐阜市九重町4 5	岐阜市上太田町1 15
	代表者	鹿 野 和 久	樋 口 満 彦
	主たる事務所の所在地	岐阜市九重町4 5	岐阜市上太田町1 15

岐阜県衆議院政治連盟	主たる事務所の所在地	岐阜市九重町45	岐阜市上太田町115
佐藤ゆかり後援会	会計責任者	辻哲也	野中幸市
永井孝昌後援会	代表者	龍信義	大雅清光
	会計責任者	松尾美喜雄	高野治政
早川文人後援会	代表者	山内守彦	藤井孝三
	会計責任者	早川政彦	藤川宣運次
宮地順造後援会	主たる事務所の所在地	土岐市下石町147	土岐市下石町681
	主たる事務所の所在地	瑞穂市別府1285	1 瑞穂市野田新田4012 2

岐阜県選挙管理委員会告示第九十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体組織届出が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 藤久子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
小里いづく後援会	神原武男	加納誠二	揖斐郡大野町黒野835 1	平成19年4月1日			
後藤昭夫後援会	岸田昌久	成瀬豊勝	関市仲町12 45	平成19年6月29日			
日比野とみはる後援会	後藤金夫	長瀬道隆	土岐市下石町884 1	平成19年4月23日			

岐阜県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 藤久子

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
井上あけみ	井上あけみとトリアーをひらける会	主たる事務所所在地	多治見市幸町6 26 19	多治見市明和町5 11

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年八月三十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成十九年八月二十日
- 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称)ゲンキー瑞浪店
瑞浪市北小田町三丁目五十三番 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十年五月一日
- 五 店舗面積
二、五五二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
一一〇台
- 七 荷さばき施設の面積
五五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第一項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年八月三十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成十九年八月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称
国府リバーサイド株式会社 外三者
- 三 建物の名称及び所在地
国府リバーサイドショッピングタウン
岐阜県高山市国府町広瀬町一五六七 一 外
- 四 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前九時三〇分
(変更後) 午前九時
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後八時
(変更後) 午前〇時
- 来客が駐車場を利用できる時間帯
(変更前) 午前九時～午後八時三〇分
(変更後) 午前八時三〇分～午前〇時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年八月三十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年八月十七日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウ株式会社

三 建物の名称及び所在地

マーサ21(MASA21)

岐阜市正木中一丁目二番一号 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積

(変更前) 二八、〇二四平方メートル

(変更後) 三三、三三〇平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一、九三四台

(変更後) 二、一四三台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三三〇台

(変更後) 四八五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 合計十七箇所

(変更後) 合計二十一箇所

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町上田の一部(上田)

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町(上田の一部)の地籍図

岐阜県揖斐郡池田町(上田の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年八月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

池田町

- 二 調査を行った地域
岐阜県揖斐郡池田町上田の一部(上田(井尻) 1)
- 三 調査を行った期間
平成十四年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県揖斐郡池田町(上田の一部)の地籍図
岐阜県揖斐郡池田町(上田の一部)の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年八月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
池田町
- 二 調査を行った地域
岐阜県揖斐郡池田町上田の一部(上田(北部))
- 三 調査を行った期間
平成十四年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県揖斐郡池田町(上田の一部)の地籍図
岐阜県揖斐郡池田町(上田の一部)の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年八月三十一日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次のと

おり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖西用水土地改良区	平成一九・八・三一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	退任年月日	退任役員名	就任年月日	就任役員名	住所
木曾川右岸用水土地改良区	平成一九・四・元	梅田克己	平成一九・七・六	南山宗之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一
連合	同	同	同	岡本伊藏	同郡川辺町西橋井五二番地一
土地区名	年月日	役員名	年月日	役員名	住所
木曾川右岸用水土地改良区	平成一九・四・元	梅田克己	平成一九・七・六	南山宗之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一
連合	同	同	同	岡本伊藏	同郡川辺町西橋井五二番地一

平成十九年八月三十一日印刷
平成十九年八月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社